

高額療養費制度の自己負担上限額引上げの中止を求める意見書

政府は昨年12月に、高額療養費の自己負担上限額の引上げを令和7年8月より段階的に行うとの方針であることを示した。

しかし、その後、患者団体等の強い反対等により、高額療養費の多数回該当を据え置くとしているが、あくまでも全体的な引上げは行うとしている。

高額療養費制度は、医療費の負担が過重とならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担分を支払った後、月ごとの自己負担上限額を超える部分について保険者から償還払いされる制度である。

高額療養費の負担上限額の引上げは、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、かつ高額な医療費を払う全ての患者とその家族に壊滅的な打撃を与えるものである。

「全国がん患者団体連合会」が2025年1月17日から1月19日に行った「高額療養費制度の負担上限額引き上げ反対に関するアンケート取りまとめ結果」には、3,623人の悲痛な声が寄せられている。この負担上限額引上げにより、治療を断念せざるを得ないとの声が多く聞かれる。

特に現役世代の声は悲痛である。仕事をし、家庭を築き、子育て中に治療を続ける厳しい環境がさらに厳しくなり、生きる根源である暮らしと命が脅かされることが懸念される。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、国民皆保険のセーフティネットである高額療養費の自己負担上限額引上げの中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

様

東京都府中市議会議長

手塚としひさ